

# 都市:コタキナバル/KOTA KINABALU

更新日:2024/03/29

コタ・キナバルは、面積約7万3633平方kmを持つマレーシア、サバ州の州都。長く西洋文明にさらされることのない地域だったが、1881年にイギリスの植民地となった。その首都機能がおかれた場所が当時ジェッセルトンと呼ばれたコタ・キナバルで、1963年に現在の名に改称された。コタ・キナバルとは「キナバルの街」という意味で、東南アジア最高峰の山・キナバル山の麓に位置することからこの名がつけられた。世界最大級の花・ラフレシアをはじめ、多彩な動植物が生息する熱帯雨林に囲まれており、世界中から自然を愛する観光客が集まる。また、サバ州にはカダザン族をはじめバジュウ、ムルト、マレーなど約30の民族があり、多彩な民俗、文化が見られる。マレー人に比べ先住民族や華人が多く、伝統的な風習や文化が今も受け継がれている。

市内へのアクセス:コタキナバル国際空港(KOTA KINABALU INTERNATIONAL AIRPORT:BKI)から8KM、タクシーで15分RM30。

時差・サマータイム:日本との時差は-1時間。コタキナバルの方が遅れている。サマータイムはない。[2024年情報]

平均気温・降水量・服装

A:夏服・半袖 B:薄手のセーター、カーディガン等 C:冬服・薄手のコート等 D:厚手のコート、手袋等の防寒具

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
最高気温	32	32	32	34	34	33	33	33	33	33	33	32
最低気温	24	24	24	25	25	25	24	24	24	24	25	24
降水量	117	72	88	131	234	276	286	276	298	361	311	208
服装	AB	AB	AB	A	A	A	A	A	A	A	A	AB

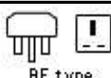
通貨

通貨単位・略号	(マレーシア)リンギット RINGGIT	
1米ドル=4.71(マレーシア)リンギット	1(マレーシア)リンギット=34.22円	更新日:2024/07/03

この「為替レート」はIATA(国際航空運送協会)発表レートを掲載しています。

外貨購入レートは銀行、両替実施日によって異なります。

電気・通信機器

電圧	240V	周波数	50Hz
プラグタイプ	 BF type		

※差込口の形状は同タイプで複数あり、イラストと異なる場合がありますのでご注意ください。

飲み水:不可。ミネラルウォーターを飲むこと。

祝祭日(\*印は年により日にちが変わる祝日):2024年1/1(元日),1/25\*(タイプーサム(クアラルンプール、プトラジャヤ、ジョホール、セランゴール、ペナン等)),2/10-11\*(旧正月),2/12\*(旧正月(振替休日)),3/28\*(コーラン啓示の日),4/10-11\*(断食明け大祭 ハリ・ラヤ・プアサ ◎),5/1(メーデー),5/22\*(ウェサクデー),6/3\*(国王陛下誕生日),6/17\*(犠牲祭 ハリラヤ・ハジ ◎),7/7\*(イスラム暦元日 ◎),7/8\*(イスラム暦元日 振替休日 ◎),8/31(建国記念日),9/16-17(マレーシアデー),9/16\*(ムハンマド誕生祭 ◎),10/31\*(ディーパバリ(変更になる可能性有)),12/25(クリスマス)[\*は年によって異なる][◎は変更の可能性有]

チップ:無<ホテル>ルームメイド、ポーターRM1程度<レストラン>チップは原則不要だが、良いサービスを受けた際は、気持ちとしてRM2~3チップを渡すことがある。<タクシー>不要<その他>特になし

持込制限・持出制限

(日本国の持出・持込制限は税関(<http://www.customs.go.jp/kaigairyoko/index.htm>)をご確認ください)

持込制限	持出制限
<通貨>現地通貨:無制限(USD10,000相当以上申告要)、外貨:無制限(USD10,000相当以上申告要) <タバコ>:たばこはいかなる形のたばこも課税対象、<アルコール>:ワイン、酒またはモルト酒:1L、<土産品>:RM500迄、<その他>:新品の衣類3着、新品の靴1足、各種バッテリー駆動機器(健康管理用等)1セット、マレーシア滞在時間が72時間以内の場合は免税対象外(課税対象)、<禁止品>:麻薬(違法薬物の運搬は極刑)、猥褻物、銃器類、短剣・ナイフ等	<通貨>現地通貨:無制限(USD10,000相当以上申告要)、外貨:USD10,000相当を超える外貨(T/Cを含む)を所持している場合、申告要

持込・持出備考:マレーシア滞在時間が72時間以内の場合は免税対象外(課税対象)

渡航手続

(周遊の場合、旅券残有効期間はすべての訪問国の条件を満たすこと)

(税関申告書「要」は免税範囲に関係なく申告書を提出するケースとなります)

<観光査証・渡航認証>不要、90日以内の観光は査証不要。出国用航空券(陸路出国の場合、近隣諸国からの出国用航空券)、滞在費用証明が必要。

旅券の未使用査証欄が連続2頁以上必要。

<旅券残有効期間>入国時6か月以上必要

<E/Dカード>入国時:要、出国時:不要、入国時、デジタル入国カード(MDAC)の登録が必要。マレーシア到着3日前より登録可能。<https://imigresen-online.imi.gov.my/mdac/main> 出国時は申告物がある場合、税関申告書の提出が必要

<税関申告書>入国時:要、出国時:不要

上記の情報は、随時更新を行っておりますが、予告無しに変更され、実際とは異なる場合もございますので、あくまでもご旅行・ご宿泊の参考としてご覧下さい。情報の相違に起因するお客様の損害(損失)につきましては、責任を負いかねますので予めご了承願います。